

## 議案第106号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

平成29年12月12日提出

清水町長 阿部 一 男

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年清水町条例第2号）の一  
部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）中「第2条の3第3号において」を「以下」  
に改め、「いう。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっ  
ては、2歳に到達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加え、「1歳2  
ヶ月」を「1歳2か月」に改める。

第2条の3第3号中「1歳6ヶ月」を「1歳6か月」に改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条例の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。